

公共工事等における新技術活用システム(テーマ設定型)

－新素材繊維接着工(コンクリート剥落対策技術)の公募－

【応募要領】

平成26年11月

国土交通省
関東地方整備局企画部
関東技術事務所

1. 公募の目的

橋梁、トンネルや樋門、水門等の国土交通省等が管理する各種構造物は、コンクリート構造で構築されているものが多数存在します。これらのコンクリート構造物は長期に渡り様々な環境下で使用されるため、橋梁下面、トンネル坑口・内壁、水門側壁等においてコンクリート片が剥離や剥落する現象が発生することがあります。

このような現象が発生した場合、第三者被害を及ぼす可能性や施設の機能に障害が発生することがあり、それらを防止する技術の一つとして、新技術情報提供システム(NETIS)においても新素材繊維接着工の技術情報を公開しています。

コンクリート片の剥離や剥落を防止する技術としての新素材繊維接着工については、複数の類似技術が存在するため、これらの技術特性を明確にする必要があり、新技術活用システムのテーマ設定型(技術公募)を活用し技術検証を行うものです。

2. 公募技術

(1) 公募技術名称

「新素材繊維接着工(コンクリート剥落対策技術)」とします。

(2) 技術条件

公募技術は1)、2)のいずれかを満たし、且つ3)～9)の全てを満たす技術とします。

1) コンクリート表面に繊維素材を接着剤や固定具(ネジ、ピン等)で付着する技術。

2) 接着剤等に繊維を混合し、コンクリート表面に塗布することにより、繊維被膜を形成する技術。

なお、繊維を活用しない技術(ひび割れ注入のみの技術、鋼板貼り付け技術、含浸剤・塗装のみによる技術など)は、今回の公募対象には含みません。

3) 平面部、曲面部、隅角部に接着可能な技術。

4) 上向き面や横向き面、斜面に施工可能な技術。

5) 施工に際し、対象構造物に損傷が発生しない又は発生の恐れがないこと。但し、施工に伴うコンクリート面の取付け穴や目荒らし等は除くものとします。

6) 設置後、河川利用者、道路利用者や第三者へ影響が発生しないこと。

7) 技術特性に関する試験データの提出が可能な技術。

8) 施工コストや積算基準に関する資料の提出が可能な技術。

9) 設置後、特別な維持管理を要しない技術。

(3) 手続き条件

この公募は「公共工事等における新技術活用システム」実施要領に基づき実施するものです。

なお、応募技術に関しては、以下の条件を満たすものとします。

1) 新技術情報提供システム(以下「NETIS」という。)登録技術(申請様式3、4(※1)の提出を含める)であること。

ただし、本公募への応募とNETISへの登録申請(申請様式3、4の未提出技術は同様式の提出)が同時に行われる技術を含む。

2) 審査・選定・試行・評価に係わる者に対して、応募技術の内容を開示しても問題がないこと。

3) 応募技術を公共工事等に活用する上で、関係する法令に適合していること。

4) 選定された応募技術について技術内容等を公表しますので、これに対して問題が生じないこと。

5) 応募技術に係わる特許権等の権利について問題が生じないこと。

6)応募資格等を満たしていること。

※1 国土交通省ホームページ NETIS 新技術の申請方法参照

(<http://www.netis.mlit.go.jp/NetisRev/Application/mainapplication.asp?TabType=4>)

3. 応募資格等

(1)応募者

応募者の応募資格等は以下のとおりとします。

1)応募者は、以下の2つの条件を満足するものとします。

- ・応募者自らが応募技術の開発を実施した「個人」又は「民間企業」であること。
- ・応募技術を基にした業務を実施する上で必要な権利及び能力を有する「個人」又は「民間企業」であること。

なお、行政機関(※2)、特殊法人(株式会社を除く)、公益法人又は大学法人等(以下「行政機関等」という)については、新技術を率先して開発、活用または普及する立場にあり、選定された技術を各地方整備局の業務で活用を図る場合の実施者(受注者)になり難いことから、自ら応募者とはなれないが、(2)の「共同開発者」として応募することができるものとします。

2)予算決算及び会計令第70条(一般競争に参加させることができない者)、第71条(一般競争に参加させないことができる者)の規定に該当しない者であること。

また、警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3)応募者は、各地方整備局における「有資格者」(※3)である必要は無いが、選定された技術の試行には「有資格者」の認定が必要となる場合があります。

4)応募時点において、各地方整備局長から指名停止の処分を受けている期間中でないこと。なお、応募時以降に上記の処分を受けた場合には、選定または試行されない場合があります。

5)応募技術の審査、選定結果は応募者に通知します。

※2 「行政機関」とは、国及び地方公共団体とそれらに付属する研究機関等の全ての機関を指します。

※3 「有資格者」とは、国土交通省が一般競争(指名競争を含む)に参加する者に対して、必要な審査を行い、参加資格があると認定した者を指します。

(2)共同開発者

1)応募する共同開発者は、応募技術の開発に関して参画された「個人」や「民間企業」、「行政機関等」とします。

2)応募する共同開発者には選定結果の通知は行わないが、応募技術が選定された際には共同開発者としてNETIS上及び関東地方整備局のホームページ上で公表します。

4. 応募方法

(1)資料の作成及び提出

応募資料は、別添応募資料作成要領に基づき作成し、郵送または持参にて提出して下さい(下記参照)。

(2)提出(郵送)先

国土交通省関東地方整備局

関東技術事務所 施工調査・技術活用課

新素材繊維接着工(コンクリート剥落対策技術)担当宛

〒270-2218

千葉県松戸市五香西 6-12-1 TEL 047-389-5124

5. 公募期間

平成26年11月19日(水)～平成26年12月19日(金)(当日消印有効)

6. ヒアリング等

提出された応募資料で不明な箇所がある等の場合は、ヒアリング等を実施することがあります。なお、ヒアリング等を実施する場合は、ヒアリング等の実施時期、方法及び内容等について別途通知します。

7. 技術の選定に関する事項

(1) 選定にあたっての前提条件

- 1) 公募技術、応募資格等の条件に適合していること。
- 2) 応募方法、応募書類及び記入方法に不備がないこと。

(2) 選定の視点

応募資料に基づき、以下の視点から総合的に技術の選定を行います。

- 1) コンクリート構造物への適用性があること。
- 2) コンクリート構造物へ適用した場合の安全性に問題がないこと。
- 3) コンクリート構造物に適用した場合、一定の効果が期待可能なこと。

(3) 選定結果の通知・公表について

1) 選定結果

応募者に対して選定されたか否かについて文書で通知します。また、選定された技術については NETIS 及び関東地方整備局ホームページに公表します。

2) 選定通知の取り消し

選定の通知を受けた者が次のいずれかに該当することが判明した場合は、通知の全部または一部を取り消すことがあります。

- ① 選定の通知を受けた者が、虚偽その他不正な手段により選定されたことが判明したとき。
- ② 選定の通知を受けた者から取り消しの申請があったとき。
- ③ その他、選定通知の取り消しが必要と認められたとき。

8. 試行形態

試行は「公共工事等における新技術活用システム」実施要領について記載されている 3.3.3.7 テーマ設定型(技術公募)に沿って実施するものとします。試行技術の現場適用形態は以下に示す3つの形態となります。なお、試行技術の現場適用形態は、国土交通省で決定し応募者に対して別途ご連絡いたします。

また、試行技術数と適用現場数の調整が必要な場合は、選定された場合でも直ちに試行に着手出来ない場合や適応可能フィールドが無い場合等の理由により試行出来ない場合もあります。なお、試行現場は関東地方整備局管内を想定しています。

(1) 工事における施工(新規施工)

- ・国土交通省の事務所が自らの管理する施設に対して工事において施工します。この場合、施工費用、調査費用とも国土交通省が負担します。

(2) 既に国土交通省が管理する施設に施工されている場合(既施工)

- ・既に施工されている技術であるため施工費用は発生しません。調査費用は国土交通省が負担します。

(3) 試験施工

- ・事務所が管理する施設に対して「新素材繊維接着工（コンクリート剥落対策技術）」を応募者が試験設置を行います。この場合、施工費用、調査費用とも応募者が負担します。試験施工実施は応募者が別紙に記載している内容について同意する事が条件となります。なお、必要に応じて、試験施工を行う施設の管理者（国道事務所等）と別紙に基づく覚書の締結を実施していただく場合もあります。

9. 技術検証

以下の項目等について国土交通省において検証を行います。試験施工(8.(3)参照)の場合は、応募者が以下の項目について調査し、国土交通省に報告するものとします。なお、必要に応じて応募者の立ち会い等を求めることがあります。

(1) 施工時

- ・施工手間(時間、要員、使用工具、工事状況、交通規制状況等)を整理します。なお、既施工技術の場合は、NETIS申請情報に記載されている内容で代替する場合があります。

(2) 一定時間経過時

- ・施工後、年1回程度の割合で以下に示す項目について調査を行いません。調査期間は最大で10年とします。また、年1回程度以外の調査の他に、劣化促進試験等、国土交通省より別途調査の指示があった場合はそれについても実施して下さい。

① 外観変化

- ・外光条件下における材質、塗色変化
- ・たわみ、ひび割れ、はがれ、浮き

② 設置状況(固定状況)等

- ・接着面の保持
- ・ピン等の緩み、抜け

③ 性状変化

- ・損傷の有無
- ・流入土、植物等による影響

④ その他必要な項目

10. 瑕疵発生時の対応

新素材繊維接着工(コンクリート剥落対策技術)の試行において瑕疵が発生し、当該瑕疵が NETIS 技術に起因すると判断された場合は、NETIS 実施規約(活用に係わる責任/一般的損害/第三者に及ぼした損害)により処理するものとします。また、試験施工の場合は、別紙に記載した内容での処理となります。

11. 技術検証結果の公表

技術検証した結果は、関東地方整備局が実施する新技術活用評価会議において評価され、事後評価結果として NETIS ホームページ、NETIS維持管理支援サイト等で公表します。

12. その他

- (1) 資料の作成提出及びヒアリング等に要する費用は、応募者の負担とします。
- (2) 応募された資料は、技術の選定以外に無断で使用することはありません。
- (3) 応募された資料は返却いたしません。
- (4) 選定の過程において、応募者に応募技術に関する追加資料の提出を依頼する場合があります。
- (5) 選定された技術の検証にあたり、応募者にはその技術に関する詳細な技術資料の提供を依頼する場合があります。
- (6) 募集内容に関する問い合わせに関しては以下のとおり受け付けます。

1) 国土交通省関東地方整備局

関東技術事務所施工調査・技術活用課

新素材繊維接着工(コンクリート剥落対策技術)担当

〒270-2218 千葉県松戸市五香西 6-12-1

TEL 047-389-5124

FAX 047-330-6276

2) 受付期間:平成26年11月19日(水)～平成26年12月19日(金)

(土・日・休日を除く平日の 9:30～17:00 までとします。ただし 12:00～13:00 は除きます)。

3) 受付方法:面談、電話、FAX(様式自由)にて受け付けます。

- (7) 応募様式については、関東技術事務所ホームページ(下記)より、ダウンロード願います。

http://www.ktr.mlit.go.jp/ktr_content/content/0001130371.pdf

応募資料作成要領

1. 応募に必要な書類

応募にあたっては、以下の資料が必要となります。様式については、関東技術事務所ホームページ(下記)よりダウンロードしてください。

http://www.ktr.mlit.go.jp/ktr_content/content/0001130371.pdf

応募資料に使用する言語は日本語とします。やむを得ず他国の資料を提出する場合は、日本語で解説を加えてください。

①公共事業等における新技術活用システム テーマ設定型申請書 (様式-1)

②技術概要書 (様式-2)

③施工実績内訳書(様式-3)

④添付資料(任意)

⑤電子データ(様式-1, 様式-2, 様式-3及び添付資料の電子ファイルを収めたCD-R)・・・1式

※提出資料①②③はA4版としてください。ただし、④については原則A4版としますが、パンフレット等でA4版では判読できない等の不都合が生じる場合は、任意の大きさに提出してください。また、④には通し番号を記入してください。

※①②③④は、左上角をWクリップで留め、まとめて1冊とし、合計3部(正1部、副2部)提出してください。なお、⑤は1部提出してください。

2. 各資料の作成要領

・様式-1 から様式-3を提出して下さい。

1) 公共工事等における新技術活用システム テーマ設定型申請書 (様式-1)

・応募者は、応募技術を開発した「個人」又は「民間企業」とします。応募者が「個人」の場合は、所属先と役職並びに氏名を記入の上、本人の印を押印してください。応募者が「民間企業」の場合は、企業名とその代表者の役職並びに氏名を記入の上、公印を押印してください。なお、申請書のあて先は「〒270-2218 千葉県松戸市五香西 6-12-1 国土交通省関東地方整備局関東技術事務所 施工調査・技術活用課「新素材繊維接着工(コンクリート剥落対策技術)担当宛」とします。

・「1. 技術名称」は、30字以内でその技術の内容及び特色が容易に理解できるものとし、商標等も記入してください。

・「2. 担当窓口(選定結果通知先)」は、応募にあたっての事務窓口・連絡担当者1名を記入してください。

・「3. 共同開発者(個人・民間企業・行政機関等)」は、共同開発を行った応募者以外の個人や民間企業、行政機関等について記入してください。なお、共同開発者がいない場合は、記入する必要はありません。

2) 技術概要書 (様式-2)

・技術名称及び副題は(様式-1)と同一にしてください。

・技術の概要は、200字以内で簡潔に記入してください。

・技術の詳細は、以下の目次構成にしたがって記入してください。

①応募技術の特徴

応募技術の特徴について、箇条書きで簡潔に記入してください。

②応募技術を使用する条件(注意)など

応募技術を使用する現場の条件(どのような現場に適するか等)、あるいは使用する場合の注意点等があれば、箇条書きで具体的に記入してください。

③活用の効果

活用した場合に期待される効果(想定でも可)を箇条書きで簡潔に記入してください。

④概略費用

応募技術に係る概略費用を記入してください。

費用は、材料費と施工に伴う人件費に分割すると共に分けて記入してください。

なお、試行にあたっては、別途、発注者より詳細な見積書の提出を依頼することがあります。

⑤現場作業時の状況が判る写真・模式図・図面等

応募技術を現場に施工する場合の作業状況が判る写真、模式図、図面等があれば、添付資料として添付し、参照する資料の番号、ページを記入してください。なお、現場作業時に交通規制が必要な場合は、交通規制図を必ず添付資料に含めてください。

⑥その他特記事項

その他、当該技術の試行にあたり特記すべき事項が有れば記載して下さい。

- ・要求性能に関して、当該部分の口を黒塗り(■に置き換え)してください(複数回答可)。
- ・対象箇所は、当該技術が対象とする構造物を選択して下さい(■に置き換え)。なお、橋、トンネル、水門、樋門以外の場合はその他とし、具体的な構造物名称を記載して下さい(複数回答可)。
- ・特許取得情報は、応募技術の実施に必要な特許及び実用新案等の情報に関して、当該部分の口を黒塗り(■に置き換え)して下さい。
- ・建設技術審査証明等は、応募技術が過去に建設技術審査証明事業における審査証明書、または、民間開発建設技術の技術審査・証明事業認定規定(昭和 62 年建設省告示 1451 号)に基づく審査証明書を取得されている場合は必要事項を記入してください。また、応募技術が過去に建設技術評定規定(昭和 53 年建設省告示 976 号)を取得されている場合も必要事項を記入して下さい。
- ・NETIS 登録は、該当部分の口を黒塗り(■に置き換え)して下さい。また、NETIS へ登録されている場合は、登録番号を記入してください。NETIS に登録申請中の場合は、申請先の技術事務所名を記入して下さい。なお、NETIS 登録をされていない技術を応募する場合は、応募申請と同時に技術事務所(どこでも可)にて登録申請の手続きを行って下さい。
- ・表彰経歴は、応募技術が過去に他機関で実施されている表彰制度等で表彰を受けている場合は、表彰制度名、受賞名及び受賞年を記入して下さい。
- ・施工実績は、応募技術のこれまでの施工実績件数をそれぞれの機関毎に記入して下さい。
- ・添付資料一覧は、添付する資料名を本様式に記入して下さい。

添付資料－1：応募技術のパンフレット

添付資料－2：特許等の公開・公告された写し(特許等を取得している場合)

公開特許公報のフロントページ(特許番号、発明の名称が記載されているページ)のみをコピーして下さい。

添付資料－3：公的機関の評価等の写し(技術審査証明・技術評価等を取得している場合)

添付資料－4：表彰経歴(表彰経歴がある場合)

上記添付資料を含め、1つの添付資料の枚数はA4版10枚(パンフレット等で片面コピーでは機能が維持できない場合を除き片面コピーを原則とする)程度とします。

なお、各添付資料の先頭に表中の添付資料番号(例：添付資料－1)をつけて下さい。ただし、添付資料－1～4の中で該当する資料がない場合は、添付資料番号を繰り上げないで下さい。その他の添付資料については、添付資料－5から順番に添付資料番号をつけて下さい。

3) 施工実績内訳書 (様式－3)

応募技術のこれまでの施工実績について、最新の10件まで記入して下さい。

国土交通省の施工実績がある場合には、優先して記入して下さい。

テーマ設定形「新素材繊維接着工（コンクリート剥落対策技術）」の試験施工実施について

応募者が、テーマ設定形「新素材繊維接着工（コンクリート剥落対策技術）」の試験施工を行う場合、以下の項目を遵守することとする。

1. 応募者は、施設を管理する国土交通省河川又は道路事務所（以下、管理者と称す）が指定する施設に、「新素材繊維接着工（コンクリート剥落対策技術）」を試験施工する。
 2. 応募者は試験施工に当たって、管理者と事前に十分な調整を図り了承を得るものとする。
 3. 応募者は試験施工に当たり、管理者から指示があった場合は従うものとする。
 4. 試験施工に関する費用は全て応募者の負担によるものとする。
 5. 応募者は試験施工を行う際に、管理者に試験施工計画書を提出し了解を受けなければならない。
 6. 応募者は「新素材繊維接着工〇〇〇〇」の効果調査を実施する。効果調査は、公共工事等における新技術活用システム（テーマ設定型）新素材繊維接着工（コンクリート剥落対策技術）に記載されている技術調査項目とする。調査に伴う費用は全て応募者が負担するものとする。また、調査を行う際に試験施工場所に立ち入る場合は、応募者は、事前に管理者に連絡し指示を受けるものとする。
 7. 試験施工の検証期間は5年間を基本とし最大10年間とするが、詳細は関東技術事務所と調整する。なお、管理者の都合により試験施工場所等が使用不能となった場合は調査を打ち切る場合がある。また、検証期間終了後の処理は管理者の指示によるものとする。
 8. 応募者は、試験施工した「新素材繊維接着工〇〇〇〇」を適切に維持管理するものとする。なお、維持管理を行う際に試験施工場所に立ち入る場合は、応募者は事前に管理者に連絡し指示を受けるものとする。
 9. 応募者は、「新素材繊維接着工〇〇〇〇」の試験施工に際して発生した瑕疵について自らの責任において対応するものとする。具体的な瑕疵とは以下に示す項目をいう。また、瑕疵対応方法について応募者は、予め管理者に報告し指示をうけた上で対応し、対応後は、速やかに管理者に報告し確認を受けるものとする。
- ①新素材繊維接着工の試験施工中に管理者の保有する施設や第三者に損傷を与えた場合。

②新素材繊維接着工の試験施工後に管理者の保有する施設や第三者に損害を与えた場合。

10. 災害時の対応

地震、風水害等、大規模な災害が発生し、管理者より試験施工した「新素材繊維接着工〇〇〇〇」の状況について報告を求められた場合は、必要な調査を実施、報告し、損傷等が発生している場合は、管理者の指示に従い処理を行うものとする。

11. その他

試験施工の実施にあたり、疑義等が発生した場合は応募者は管理者に報告し、管理者の指示にしたがうものとする。

公共工事等における新技術活用システム
テーマ設定型申請書

平成 年 月 日

国土交通省
関東地方整備局 関東技術事務所長 殿

応募者名:

印

所在地:〒 ー

電話: ー ー

下記技術を、新素材繊維接着工(コンクリート剥落対策技術)に応募します。

記

ふりがな

1. 技術名称:

(副題):

2. 窓口担当者(選考結果通知先)

法人名:

所属:

役職・氏名:

所在地:〒 ー

電話: ー ー FAX: ー ー

E-Mail: @

3. 共同開発者

共同開発者名:

部署:

役職・担当者:

所在地:〒 ー

電話: ー ー FAX: ー ー

技術概要書

公募技術	新素材繊維接着工(コンクリート剥落防止技術)																
ふりがな 技術名称																	
副題																	
技術の概要 (200字以内)																	
技術の詳細	<p>①応募技術の特徴 (施工後の形態や施工後の施工対象とした部材内部の確認の可否等についても記載して下さい))</p> <p>②応募技術を使用する条件(注意)など (応募要領2.(2)に示す技術条件に関する内容や適用可能箇所(海岸部や積雪寒冷地等における適用可否等)についても記載して下さい。)</p> <p>③活用の効果</p> <p>④概略費用 (単位:円/10m2当たり※)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">項目</th> <th style="width: 25%;">材料費</th> <th style="width: 25%;">人件費等</th> <th style="width: 25%;">計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">※単位は任意に設定可</p>	項目	材料費	人件費等	計									合計			
項目	材料費	人件費等	計														
合計																	

⑤現場作業時の状況が判る写真・模式図・図面等

⑥その他特記事項

※本様式は、今回の審査・選定の参考として用いるものであり、無断で他の目的に使用することはありません。

技術概要書

	以下の該当する項目に■を付けてください(複数回答可)。			
	要求性能	①コンクリート表面に繊維素材を接着剤や固定具(ネジ、ピン等)で付着する技術 <input type="checkbox"/> ②接着剤等に繊維素材を混合し、コンクリート表面に塗布することにより、繊維被膜を形成する技術 <input type="checkbox"/>		
	対象箇所	<input type="checkbox"/> 橋(裏面) <input type="checkbox"/> 橋(側面) <input type="checkbox"/> トンネル(坑口) <input type="checkbox"/> トンネル(内壁) <input type="checkbox"/> 擁壁 <input type="checkbox"/> 水門 <input type="checkbox"/> 樋門、樋管 <input type="checkbox"/> その他()		
	試行形態	<input type="checkbox"/> 工事における施工(新規施工)※2 <input type="checkbox"/> 工事における施工(既設工) <input type="checkbox"/> 試験施工 <input type="checkbox"/> いずれの形態でも可(複数選択可)		
特許等取得情報	特許	<input type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 出願中 <input type="checkbox"/> 出願予定 <input type="checkbox"/> 無	取得年	年
	実用新案	<input type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 出願中 <input type="checkbox"/> 出願予定 <input type="checkbox"/> 無	取得年	年
建設技術審査証明等 <input type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し	制度の名称		証明機関	
	番号		証明年	
【参考】				
NETIS登録	<input type="checkbox"/> 登録済(登録番号:) <input type="checkbox"/> 審査中または受理(技術事務所名:) <input type="checkbox"/> 未登録			
表彰経歴 <input type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し	表彰制度名: 受賞名: 受賞年:			
施工実績	国土交通省: 件、その他公共機関: 件、民間: 件			
【添付資料一覧】 様式外の添付資料の一覧を記入 添付資料-1 添付資料-2 添付資料-3 添付資料-4				

※ 本様式は、今回の審査・選定の参考として用いるものであり、無断で他の目的に使用することはありません。

※2 工事における施工は現場を管理する事務所の判断になりますので、希望されても試行されない場合や施工開始に相当の時間を要す可能性がある事をご了承下さい。

新素材繊維接着工(コンクリート剥落対策技術)施工実績内訳書

関東地方整備局内において施工実績がある場合は、例に従い最新の10件まで記入すること。

技術名称(NETIS 登録番号):

応募者名:

番号	発注者	施工路線	施工場所/ 施設名称	施工量	施工年次 (月まで)	備考
例	〇〇国道事務所	国道〇〇号	千葉県〇〇市 〇〇橋梁裏面	1000㎡	平成5年5月	
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

※本様式は、今回の審査・選定の参考として用いるものであり、無断で他の目的に使用することはありません。